

令和5年第1回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年1月11日（水） 午後3時

2 開催場所 五所川原市役所2階 会議室2BC

3 出席委員 20名

会 長

20番 森 義博

会長職務代理者

19番 小山内 清人

委 員

1番 金谷 広大

2番 乗田 栄一

3番 外崎 高逸

4番 石岡 雅樹

5番 小林 達英

6番 秋谷 諭

7番 佐藤 善一

8番 石岡 清一

9番 一戸 孝志

10番 工藤 昇

11番 佐藤 敬道

12番 阿部 喜代志

13番 小笠原 進

14番 相馬 孝雄

15番 柳原 一夫

16番 白戸 裕丈

17番 中谷 徳善

18番 小野 列子

4 次 第

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

(6) 議 事

- 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に係る決定について
議案第 4 号 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について
議案第 5 号 贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）について
報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 号の規定による通知書の受理について
報告第 2 号 令和 4 年事業結果報告について

5 その他

6 閉 会

7 参 与

農業員会事務局

| | |
|------|-------|
| 局長 | 一戸 武二 |
| 次長 | 西村 実洋 |
| 農地係長 | 斎藤 和広 |
| 農政係長 | 工藤 知徳 |

農業委員会金木支所

| | |
|-----|-------|
| 支所長 | 秋村 正紀 |
|-----|-------|

農業委員会市浦支所

| | |
|-----|-------|
| 支所長 | 小寺 昭直 |
|-----|-------|

農林政策課

| | |
|----|--------|
| 主任 | 山田 竜太郎 |
|----|--------|

(開会時刻 午後 3 時)

司 会 それでは、ただ今から令和 5 年第 1 回総会を開会いたします。

はじめに、森会長より挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願いします。

森会長、よろしくをお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行につきまして、ご協力をお願い致します。

まず、本委員会の在籍委員数は 20 名であります。本日の出席委員数は 20 名であり、定足数に達しており、会議が成立いたしました。

まず、次第 4 「議事録署名者の指名及び書記の任命」を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第 26 条に規定する署名者の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がありましたので、それでは私から指名させていただきます。

議事録署名者には、9 番 一戸孝志委員、

11 番 佐藤敬道委員のご両名を指名いたします。

また、書記には工藤農政係長を任命いたします。

議 長 なお、参与として、一戸事務局長、西村次長、斎藤農地係長、秋村金木支所長、小寺市浦支所長、農林政策課の山

田主任にお願いいたします。

次に、次第5、業務報告を参与から報告していただきます。

参 与

(報告)

令和4年12月27日午前9時30分から、市役所2階会議室においてあっせん委員会を、佐藤伸一推進委員と事務局であっせんにあたりました。

3条有償移転事業7件、あおもり農業支援センター事業7件を適正に処理したことを報告いたします。

令和4年12月16日午後1時30分から、小林達英委員、櫛引富士太郎推進委員、鳴海和実推進委員で金木地区の登記官照会1件。

令和4年12月22日午前9時30分から、佐藤善一委員、奈良正推進委員、金澤榮推進委員で五所川原毘沙門・太刀打地区の登記官照会2件。

令和4年12月28日午前9時30分から、小笠原進委員、乗田栄一委員、奈良正推進委員で五所川原川山地区の登記官照会1件。

令和5年1月10日午前9時30分から、工藤昇委員、奈良正推進委員で五所川原地区の4条転用1件の現地調査を行いました。

議 長

ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与

1ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業

委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものであります。

申請件数は、有償所有権移転9件、無償所有権移転2件です。

2ページをご覧ください。

- 1 番 大字飯詰字影日沢、田3筆、合計11,222㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額1,346,000円の有償移転です。
- 2 番 大字長富字二之沢添、田3筆、合計3,177㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額954,000円の有償移転です。
- 3 番 金木町嘉瀬萩元ほか、田4筆、合計13,126㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額3,281,500円の有償移転です。
- 4 番 金木町玉水、田2筆、合計636㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額200,000円の有償移転です。
- 5 番 十三土佐、田1筆 4,014㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額1,000,000円の有償移転です。
- 6 番 大字長富字竹崎、田15筆、合計11,021㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額100,000円の有償移転です。
- 7 番 大字中泉字松枝、田2筆 合計944㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

総額 10,000 円の有償移転です。

8 番 大字飯詰字桜田ほか、田 1 筆、畑 2 筆、合計 6,882 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与の無償所有権移転です。

9 番 金木町芦野、畑 1 筆 950 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 100,000 円の有償移転です。

10 番 金木町蒔田酒井、田 1 筆、172 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 200,000 円の有償移転です。

11 番 金木町朝日山ほか、田 6 筆、畑 1 筆、合計 10,331 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
親から子へ贈与の無償所有権移転です。

以上、皆様のお手元にお配りしています調査書のとおり、
農地法第 3 条第 2 項の不許可要件に該当せず全て許可相
当であると判断されます。

議 長 議案第 1 号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、原案のとおり許可すること
にご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議長　　ご異議がないようですので、議案第1号について原案のとおり許可いたします。

つづきまして、議案第2号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与　　7ページをご覧ください。

議案第2号　農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

申請件数は1件です。

8ページをご覧ください。

1番　　字一ツ谷、田1筆、704㎡、
申請人は記載のとおりです。

申請地は、五所川原市役所から北東へ約0.6kmに位置し、都市計画法に規定する用途地域が定められている第1種低層住居専用地域にある農地であるため、第3種農地と判断されます。

申請人は、本申請農地周辺の宅地化が進んだことから営農による騒音、震動等を配慮して休耕田として管理し、他に利用できないか考察してきたが、丁度ハウスメーカーから所有している農地の有効利用の話があり協議の結果、JR五所川原駅、弘南バス五所川原駅前に近く交通の利便性も良いため、今回の申請に至ったものです。土地利用計画については添付書類により妥当と判断され、資金・信用についても問題なく、周囲には一部農地は存在しますが、転用にあたり許可相当であると判断されます。

申請地の位置については、9ページをご覧ください。

議 長 議案第 2 号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、原案のとおり可決すること
にご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 2 号について原案の
とおり可決し、許可相当の意見を付して、県知事に送付す
ることに決定いたします。

つづきまして議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第
18 条第 1 項の規定に係る決定について」を議題といた
します。参与より説明をお願いします。

参 与 10 ページをご覧ください。

議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項
の規定に係る決定について

五所川原市長から農用地利用集積計画作成のため協議
があったので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の
規定により農業委員会の決定を求めるものであります。

件数は、利用権設定 57 件、所有権移転 15 件です。

11 ページ、番号 1 番から 37 ページ 57 番までの利用
権設定 57 件については皆様のお手元にお配りしていま
す農業経営基盤強化促進法第 18 条の調査書のとおり許
可要件を満たしております。

38 ページ、番号 1 番から 46 ページ 15 番までの所有
権移転 15 件につきましては、すべてあっせん委員会によ

る「あおもり農業支援センター」農地中間管理事業による
ものです。

議 長 議案第3号についての説明が終わりました。
閲覧時間を5分とりますので、閲覧をお願いいたします。

委 員 (5分間閲覧)

議 長 それでは時間となりましたので、1番から2番以外に
ついて審議いたします。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、1番から2番以外について
原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第3号の1番から2番
以外について原案のとおり決定いたします。

つづきまして、利用権設定1番について審議いたしま
す。「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与
の制限」となりますので、19番小山内職務代理者には
退席をお願いいたします。

小山内職代 (退 席)

議 長 ご質問がある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、利用権設定1番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、利用権設定1番について原案のとおり決定いたします。

19番 小山内職務代理者の入室を許可いたします。

議長 つづきまして、利用権設定2番について審議いたします。「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、2番 乗田委員には退席をお願いいたします。

乗田委員 (退席)

議長 ご質問がある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、利用権設定2番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、利用権設定2番について原案のとおり決定いたします。

2番 乗田委員の入室を許可いたします。

つづきまして、議案第4号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与

47ページをご覧ください。

議案第4号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」青森地方法務局五所川原支局登記官より標記照会がありました。件数4件、

1番 農地の所在は、金木町芦野、畑1筆、土地の所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地です。

2番 農地の所在は、大字毘沙門字中熊石、畑1筆、土地の所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地です。

3番 農地の所在は、大字太刀打字早蕨、田2筆、土地の所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地です。

4番 農地の所在は、大字川山字森内、畑1筆、土地の所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地です。

調査の結果、1番については、令和4年2月10日農地転用済み、2番から4番は非農地であると判断され、事務局長名で回答したので承認を求めるものです。

議 長

議案第4号についての説明が終わりました。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員

(なし)

議 長

ご質問がないようですので、議案第4号について承認することにご異議ございませんか。

委 員

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第4号について原案のとおり承認いたします。

つづきまして、議案第5号贈与税の納税猶予に関する証明(農業経営)についてを議題とします。

参与より、説明願います。

参 与 48ページをご覧ください。

議案第5号贈与税の納税猶予に関する証明(農業経営)について、贈与税の納税猶予の特例を受けている下記受贈者は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等に係わる農業経営を引き続き行っていることの承認を求めます。件数は5件です。

下記5件につきましては、特例の適用を受けようとする農地で農業経営を継続していることから、贈与税の納税猶予を引き続き受ける者と判断されます。

議 長 議案第5号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第5号について原案のとおり承認いたします。

以上、議案第1号から議案第5号まで全ての審議が終了いたしました。

報告につきましては、後ほどお目通しをお願いいたし

ます。

事務局から何か報告等ございませんか。

事務局

(報告)

議 長

その他に何かございませんか。

議 長

以上をもちまして、本日の会議の全てを終了いたします。
慎重なご審議ありがとうございました。